

## 市第 117 号議案

区の設置並びに区の事務所の位置、名称及び所管区域を定める条例の一部改正

区の設置並びに区の事務所の位置、名称及び所管区域を定める条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和 6 年 2 月 9 日提出

横浜市長 山 中 竹 春

### 横浜市条例（番号）

区の設置並びに区の事務所の位置、名称及び所管区域を定める条例の一部を改正する条例

区の設置並びに区の事務所の位置、名称及び所管区域を定める条例（昭和34年 3 月横浜市条例第 1 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条の表泉区の項区域の欄中「弥生台」の次に「、ゆめが丘」を加える。

### 附 則

この条例は、規則で定める日から施行する。

### 提 案 理 由

泉区における町区域の設定に伴い、区の設置並びに区の事務所の位置、名称及び所管区域を定める条例の一部を改正する必要があるため提案する。

**参 考**

区の設置並びに区の事務所の位置、名称及び所管区域を定める条例（抜粋）

（上段 改正案  
下段 現 行）

（区の設置）

第 2 条 本市の区域を分けて区を設け、その名称及び区域は次のとおりとする。

名 称	区	域
	（省 略）	
泉 区	池の谷、和泉が丘一丁目、和泉が丘二丁目、和泉が丘三丁目、和泉中央北一丁目、和泉中央北二丁目、和泉中央北三丁目、和泉中央北四丁目、和泉中央北五丁目、和泉中央北六丁目、和泉中央南一丁目、和泉中央南二丁目、和泉中央南三丁目、和泉中央南四丁目、和泉中央南五丁目、和泉町、岡津町、桂坂、上飯田町、下飯田町、下和泉一丁目、下和泉二丁目、下和泉三丁目、下和泉四丁目、下和泉五丁目、白百合一丁目、白百合二丁目、白百合三丁目、新橋町、中田町、中田北一丁目、中田北二丁目、中田北三丁目、中田西一丁目、中田西二丁目、中田西三丁目、中田西四丁目、中田東一丁目、中田東二丁目、中田東三丁目、中田東四丁目、中田南一丁目、中田南二丁目、中田南三丁目、中田南四丁目、中田南五丁目、西が岡一丁目、西が岡二丁目、西が岡三丁目、弥生台、 <u>ゆめが丘</u> 、領家一丁目、領家二丁目、領家三丁目、領家四丁目、緑園一丁目、緑園二丁目、緑園三丁目、緑園四丁目、緑園五丁目、緑園六丁目、緑園七丁目	
	（省 略）	

		<p>で、次に掲げる行為をすること。</p> <p>(1) 土地を取得し、又は賃借して、当該土地に家屋を新築し、若しくは増築し、又は当該土地に存する家屋を取得すること（取得した家屋を改修することを含む。）。</p> <p>(2) 自ら所有し、又は賃借している土地に家屋を新築し、又は増築すること。</p> <p>(3) (1)又は(2)に掲げる行為に併せて、当該事業所の設備を新設し、又は増設するために、償却資産を取得すること。</p> <p>2 事業所の設備を新設し、若しくは増設し、若しくは規則で定めるところにより更新し、又は先端技術工場への変更をする目的で、次に掲げる行為をすること。</p> <p>(1) 償却資産を取得すること（1(3)に掲げる行為を除く。）。</p> <p>(2) (1)に掲げる行為に併せて家屋を改修すること。</p>
	全ての分野	<p>賃貸研究所として賃貸する目的で、次に掲げる行為をすること。</p> <p>(1) 土地を取得し、又は賃借して、当該土地に家屋を新築すること。</p> <p>(2) 自ら所有し、又は賃借している土地に家屋を新築すること。</p> <p>(3) (1)又は(2)に掲げる行為に併せて、賃貸研究所の設備として賃貸するために、償却資産を取得すること。</p>

事業所（本社等以外の事務所を除く。）を設置し、若しくは拡張し、又は先端技術工場への変更をする目的で、次に掲げる行為をすること。

(1) 土地を取得し、又は賃借して、当該土地に家屋を新築し、若しくは増築し、又は当該土地に存する家屋を取得すること。

(2) 自ら所有し、又は賃借している土地に家屋を新築し、又は